吹田市移動支援事業
ガイドライン

（事業者向け）

令和７年４月

吹田市

目　　次

吹田市移動支援事業ガイドライン

１　目的　・・・・・・・・・・・・・・　１
２　対象者　・・・・・・・・・・・・・・　１
３　対象となるサービス範囲　・・・・・・・・・・・・・・　１
４　サービスの内容　・・・・・・・・・・・・・・　２
５　対象とならないサービス内容　・・・・・・・・・・・・・・　２
６　「身体介護あり」「身体介護なし」の認定方法　・・・・・・・・・・・・・・　３
７　グループ支援　・・・・・・・・・・・・・・　３
８　施設入所者が利用する場合　・・・・・・・・・・・・・・　３
９　支給量について　・・・・・・・・・・・・・・　３

吹田市移動支援事業Ｑ＆Ａ　・・・・・・・・・・・・・・　４

１　対象者・利用時間等に関すること　・・・・・・・・・・・・・・　４
２　通学・通所・通勤等に関すること　・・・・・・・・・・・・・・　５
３　通院・入院等に関すること　・・・・・・・・・・・・・・　５
４　行き先等に関すること　・・・・・・・・・・・・・・　６
５　車での移送等に関すること　・・・・・・・・・・・・・・　７
６　待機時間等に関すること　・・・・・・・・・・・・・・　７
７　資格・請求等に関すること　・・・・・・・・・・・・・・　７
８　グループ支援に関すること　・・・・・・・・・・・・・・　８
９　施設入所者に関すること　・・・・・・・・・・・・・・　９

移動支援判定基準表　・・・・・・・・・・・・・・　１０

通学支援の利用申請にかかる状況調査票　・・・・・・・・・・・・・・　１２

吹田市移動支援事業ガイドライン（事業者向け）

１　目　的

障がい者等の自立生活及び社会生活を促進するために、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

２　対象者

(1)　屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者で、視覚障がいの程度が身体障がい者手帳１・２級に該当する者、ただし、同行援護の対象者を除く

(2)　肢体不自由の程度が身体障がい者手帳１級に該当し、両上肢及び両下肢の機能の障がいのある者、若しくはこれに準ずる障がいのある者

(3)　療育手帳所持者または大阪府障がい者自立相談支援センター（18 歳未満の場合は大阪府子ども家庭センター）の判定で知的障がいが認められた者

(4)　不安等のため屋外移動が著しく困難な精神障がい（発達障がいを含む）者で、精神障がい者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者・医師の診断書により精神障がい者であることが確認できる者・精神障がいを事由とする年金受給者

(5)　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）」の対象となる難病等の患者で、その疾病により障がいの程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者

(6)　上記（1）～（5）に該当する者のほか、本市の支給決定をうけて、施設入所支援・療養介護・共同生活援助（以下「施設入所支援等」という）を利用している障がい者（以下「施設入所支援等利用者」という）

(7)　上記（1）～（5）に該当するか、もしくは手帳、診断名を有しなくても、障がいが想定され支援の必要性が認められる 6 歳（小学 1 年生）以上、18 歳未満（高校 3 年生以下）の児童。ただし小学生については、保護者が付き添うことが困難な場合。（必要に応じ、状況を証明する書類の提出を求めることがある）

※保護者が付き添うことが困難な場合とは、以下のような状況を指す。

ア　保護者が疾病・障がい・就労・妊娠・出産・介護・看護・対象児童の弟や妹を保育所へ送迎等や学校等の公的行事への参加のため、移動支援を利用する時間帯に付き添うことが困難な場合。

イ　保護者の通院・冠婚葬祭・事故・災害により、保護者が移動支援を利用する時間帯に付き添うことが困難な場合。

ウ　世帯に複数の障がい児がおり、移動支援を利用する時間帯に付き添うことが困難な場合。

３　対象となるサービス範囲

(1)　外出時の移動の介護又は介助

(2)　外出先での排泄、食事等の介護又は介助

(3)　外出中やその前後におけるコミュニケーション支援（代筆、代読等）

（4）　外出に伴い必要と認められる、外出前後の身の回りの世話や整理

4　サービスの内容

いずれも１日の範囲内で用務が終了するもので必要な時間とする

（1）　社会生活上、必要不可欠な外出

金融機関への外出、生活必需品等の買い物、冠婚葬祭、理美容等のための外出

＊官公署や相談支援事業所への外出は、介護給付費における通院等介助が優先する

（2）　社会参加又は余暇活動のための外出

各種行事の参加、レクリエーション等

（3）　通学時の支援

障がい児または障がい児の属する世帯が以下の状況にあり、継続的に本児の障がい特性により自力での通学や世帯の状況等により保護者による通学の付き添いが困難な場合

市は、申請時に申請者が提出する「通学支援利用申請にかかる状況調査票（P12）」等により、利用の必要性を判断し支給決定を行う。

ア 保護者自身に障がいがある、または病気・けがをしている場合

イ 弟や妹に未就学児がおり、本人の通学と弟や妹の保育所等への送迎が重なり、家族で対応できない場合

ウ 兄弟姉妹に障がい児がいる場合

エ 本人が行動障がいなどを有し、家族のみで対応が困難な場合

オ 保護者が産前産後８週の間の場合

カ その他特別な事情がある場合

提出書類

ア：障がい要件…障がい者手帳や自立支援医療の受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証の写し等、障がいの状況が分かる書類

病気やケガ…診断書や通（入）院証明書の写し等

イ：在園証明書及び「通学支援利用申請にかかる状況調査票」の（３）に弟や妹と本人の送迎時間が重なっている状況を記載

ウ：兄弟姉妹の障がい者手帳や自立支援医療の受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証の写し等、障がいの状況が分かるもの

エ：「通学支援利用申請にかかる状況調査票」の（３）に家族のみで対応が困難な状況を記載する

オ：母子手帳等、出産予定日が分かる書類

5　対象とならないサービス内容

（1）　通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出

（2）　通年かつ長期にわたる外出

通所施設（日中活動系サービス、短期入所、障がい児通所支援、日中一時支援、介護保険サービス等事業所）、保育所、幼稚園及び学童保育等への送迎等

（例外）

ア 保護者・家族の病気やけが、妊娠等により通所施設等への送迎が一時的に困難な場合

イ 利用の理由が介護人の入院や疾病等で一時的に介護ができない場合

（3）　生活必需品のみを購入するための外出

（4）　社会通念上、適当でない外出

（例）法に触れる行為にあたる外出

6　「身体介護あり（移動介護）」「身体介護なし（居宅移動）」の認定方法

移動支援判定基準表（P10.11）にて次のいずれかの状態の者を「身体介護あり」とする

(1)　障害支援区分２以上に該当していること（障害支援区分の認定がない者は、障がい児の短期入所の単価区分の【区分１】以上に該当していること）

(2)　障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれアからオまでに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

ア「歩行」　「全面的な支援が必要」

イ「移乗」　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

ウ「移動」　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

エ「排尿」　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

オ「排便」　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

7　グループ支援

(1) グループ支援とは

３人以上の障がい児者からなるグループでの外出における余暇支援を行う

(2) 目的

集団で外出することにより仲間づくりや社会性の習得の機会を増やす

(3) 対象者

原則、身体介護「なし」の支給決定を受けている障がい児者

ただし、身体介護「あり」の支給決定を受けている障がい児者の利用については、個々の利用者の障がい状況等を勘案して、事業所の判断で利用しても差し支えない

(4) グループ支援の支援内容

ア１グループの利用者は、最大５名（１グループにつき、１事業所）

イ６名以上は、次の基本的な支援体系の組み合わせにより支援を行う

グループ支援における利用者とガイドヘルパーとの基本的な支援体系は、次のとおり

３対２、４対２、４対３、５対３又は５対４（２対１は除く）

ウ利用については、月末までに、市に対し、事前計画書の提出が必要

エ同一の地点からの出発、解散を原則とする

8　施設入所支援等利用者が利用する場合

(1) 留意点

施設入所支援等が移動支援の始点又は終点であること

(2) 利用例

ア公的機関での諸手続き

イ盆、正月等の帰省

ウ余暇活動等社会参加のための外出

9　支給量について

個々の支給量の決定にあたっては、本人や家族の利用意向を確認し、必要な支給量を決定する。

吹田市移動支援事業Ｑ＆Ａ

１　対象者・利用時間等に関すること

１－Ｑ１　内部障がいの程度が身体障がい者手帳１・２級に該当し、外出においては車椅子を利用しないといけないような場合、移動支援の利用は可能ですか。
１－Ａ１　内部障がいのみを理由としての利用はできません。

１－Ｑ２　介護保険サービス対象者でも移動支援の利用は可能ですか。
１－Ａ２　介護保険で対応できるサービスは介護保険を優先することとなり、社会参加のための外出のみ利用できます。ただし、通院・公共機関での手続や、普段の必要な買い物などについては、介護保険サービスにおいて利用できるため移動支援の利用はできません。

１－Ｑ３　認知症高齢者は移動支援の利用は可能ですか。
１－Ａ３　精神障がい者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給であれば 65 歳未満も含め対象となります。その際は見守りではなく社会参加の外出のみ利用が可能です。

１－Ｑ４　１回の利用時間の制限がありますか。
１－Ａ４　原則として 1 日の範囲内で用務が終了するまでの必要な時間とします。（ただし、ガイドヘルパーの従事時間は、労働基準法等その他関係法令を遵守していただく必要があります。）また、宿泊を伴う外出の場合についても１日の範囲内で、宿泊先を出てから宿泊先に戻るまでの必要な時間及び宿泊先での必要な介護を認めます。なお、宿泊を伴う利用の場合、事前に行程表の提出を求めることがあります。

１－Ｑ５　移動支援を利用する際は、自宅が起点又は終点でなければなりませんか。
１－Ａ５　原則として起点及び終点が自宅でなければなりません。ただし、行き先や利用者の特性上の理由等を考慮して、起点や終点が自宅でない場合の利用もできる場合があります。

１－Ｑ６　一人の利用者に対して二人のガイドヘルパーが同時に付き添うことができますか。
１－Ａ６　利用者の身体的理由や行動障がいにより、一人での支援が困難であると認められた利用者については、支給時間の範囲内で二人対応が可能です。ただし、二人対応が可能である旨を受給者証に記載する必要があるため、事前に市に相談してください。なお、施設入所支援等利用者の移動支援についても同様となります。

１－Ｑ７　介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム)入所者の外泊時の移動支援の利用は可能ですか。
１－Ａ７　原則として利用できません。なお、有料老人ホーム等居宅扱いの施設の場合は利用可能です。

１－Ｑ８　移動支援利用中の医療的ケアの提供は認められますか。
１－Ａ８　吹田市では、移動支援中の医療的ケアは認めておりません。なお、利用者と事業所の個人契約によるサービス提供を妨げるものではありません。

２　通所・通勤・通学等に関すること

２－Ｑ１　通所する際に移動支援の利用は可能ですか。

２－Ａ１　移動支援は、余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援するものであり、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は認められません。このことから、通所施設、保育所への送迎は通年かつ長期にわたる外出に該当するため原則認められません。

２－Ｑ２　通所の送迎は対象とならないとありますが、例えば、通所の終了後にガイドヘルパーに迎えに来てもらい、その後散歩や買い物をして帰ることも同様に対象となりませんか。

２－Ａ２　原則として対象となりません。「寄り道をすれば送迎が対象となる」といった誤解を招かないよう、個別の事情を十分把握したうえでの判断となります。また「通年かつ長期」つまり通例的に往路または復路に移動支援を利用することはできません。

２－Ｑ３　通学支援について、保護者の就労を理由に利用することは可能ですか。

２－Ａ３　保護者の就労だけが理由である場合、通学支援の利用はできません。ただし、本児の障がい特性や世帯の状況等を総合的に勘案し、就学を保証するためには通学支援が必要であると判断される場合、保護者が就労していても利用を認める場合があります。

２－Ｑ４　通学支援について、１日のみ支援を受けることはできますか。

２－Ａ４　１日限りなどの一時的・臨時的に通学支援を利用することはできません。継続的に支援が必要な場合に利用できます。

２－Ｑ５　学校で行われる行事で集合・解散場所が学校と異なり（実習・遠足・修学旅行等）、保護者が付き添えない場合、かわりにガイドヘルパーが送迎を行うことは可能ですか。

２－Ａ５　原則、従前から通学支援を利用している場合のみ、利用が可能です。ただし、それ以外の児童についても本児の障がい特性や世帯の状況等を総合的に勘案し、利用を認める場合があります。いずれの場合においても、送迎のみ利用可能であり、行事が行われている間の付き添いなどは支援の対象となりません。

２－Ｑ６　PTA 主催の行事への参加の際に、移動支援の利用は可能ですか。

２－Ａ６　PTA 主催の行事は学校行事ではないため、通学支援の利用を行っていない児童も移動支援として利用可能です。

３　通院・入院等に関すること

３－Ｑ１　通院介助後の食事（食事にかかる移動中の支援及び外出中の食事介助）について移動支援で請求してよいですか。

３－Ａ１　外食を目的とするものについては移動支援の利用とします。やむを得ない場合においては通院介助の請求も可とします。

３－Ｑ２　通院の行き・帰りに社会参加のために移動支援を利用することは可能ですか。
３－Ａ２　原則として、通院を目的とする移動支援の利用はできませんが、目的及び目的地が複数ある場合の通院・移動支援の算定については個別のケースによって異なるため、市に相談してください。

３－Ｑ３　入院中の一時帰宅時に、移動支援の利用は可能ですか。
３－Ａ３　一時帰宅時における移動支援の利用は可能です。

３－Ｑ４　入退院時に移動支援を利用できますか。
３－Ａ４　利用できません。介護給付費における通院等介助又は同行援護、行動援護、重度訪問介護を利用してください。

３－Ｑ５　入院中に移動支援を利用できますか。
３－Ａ５　利用できます。ただし、介護給付費における同行援護又は行動援護、重度訪問介護が利用可能な場合は、介護給付費を優先的に利用してください。

４　行き先等に関すること

４－Ｑ１　銭湯・レジャーランド・スパ等余暇活動としての入浴介助は移動支援で認められますか。
４－Ａ１　浴室内での介助も外出の一連の流れとして認めます。ただし自宅に風呂がなく近所の銭湯へ洗身等が目的で出かける場合は身体介護での決定となります。

４－Ｑ２　プール施設利用中の介護はできますか。
４－Ａ２　プールサイドでの待機（トイレへの付き添いや身体を拭く等の介助）や着替えの介助等は、移動支援の対象となります。なおプール内での遊泳介助はガイドヘルパーの業務範囲ではありません。ただし、ガイドヘルパーが利用者の安全確認のため、プール内（水の中）にいる時間は算定の対象となります。

４－Ｑ３　地域活動支援センターの通所に、移動支援の利用は可能ですか。
４－Ａ３　地域活動支援センターについては、例えば初回通所時など通年かつ長期にならなければ利用可能です。

４－Ｑ４　居宅介護事業所等が主催（発案・企画）した多人数での集団旅行、遠足等のレクリエーション活動の際に、移動支援の利用は可能ですか。
４－Ａ４　同日時間帯で通所サービス等との重複請求がなければ、移動支援のサービス利用は可能です。

４－Ｑ５　施設入所支援等からの帰省中に、移動支援の利用は可能ですか。
４－Ａ５　利用可能です。

４－Ｑ６　健康診断・人間ドックへ行くために移動支援の利用は可能ですか。
４－Ａ６　利用可能です。会社の健康診断で指定された病院へ行く場合は、会社で対応できない事情があるときに移動支援の利用が可能です。

４－Ｑ７　選挙の際、投票所までの移動に移動支援の利用は可能ですか。
４－Ａ７　利用できません。介護給付費における通院等介助の利用になります。ただし、グループホーム利用者で通院等介助の利用ができない場合は例外的に利用可能です。

５　車での移送等に関すること

５－Ｑ１　タクシーや長距離バス、新幹線等（以下「タクシー等」という）の乗車中に移動支援を利用することは可能ですか。
５－Ａ１　利用自体は可能ですが、タクシー等乗車中は原則算定の対象となりません。ただし、タクシー等乗車中においても、体幹保持のための支援や強度行動障がい者等に対する声かけや見守り支援が必要な場合、算定の対象となる場合があります。

５－Ｑ２　事業者又は事業所の車を利用することは可能ですか。
５－Ａ２　道路運送法に基づく福祉有償運送や介護タクシーを配車する場合、利用可能です。やむを得ず、それ以外の場合で事業者又は事業所の車を利用する場合、事業者又は事業所の車を利用する上で料金や事故の際の対応等トラブルにならないよう事前に利用者と協議してください。その場合において、ガイドヘルパー自身が運転する場合はその間は移動支援の対象となりません。

５－Ｑ３　家族や友人等の運転する車にガイドヘルパーが同乗しての介護は可能ですか。
５－Ａ３　本来公共交通機関を利用することが原則です。家族や友人等による運転中の事故については、責任の所在が不明確になるため好ましくありません。やむを得ない事情で行う場合は、事故等の対応について事前に利用者と協議し、事業者としてガイドヘルパーを同乗させることに対して責任がとれるようにしておいてください。

６　待機時間等に関すること

６－Ｑ１　ガイドヘルパーの待機時間の算定はできますか。
６－Ａ１　常に見守りや付き添いが必要な利用者に対し、トイレへの付き添い等、いつでも介護ができる状態で待つ場合は算定できます。ただし、長時間にわたる講習等で、その時間中は主催者の支援があるため送迎のみ支援となる場合は講習中の時間帯は請求の算定対象となりません。

６－Ｑ２　ガイドヘルパーが訪問したものの外出しなかった場合、報酬算定はできますか。
６－Ａ２　外出の準備をしたり、外出を促す支援をするために、サービス提供をしている時間についての請求は可能です。ただし、外出までに相当な時間がかかる、また何時間も待ったが外出しないというような状態が続くような場合は、個別支援計画を見直す等、必要があります。

６－Ｑ３　訪問後、天候等による外出待ちの時間の算定はできますか。
６－Ａ３　外出介助をした場合は外出待ちの時間を含めて算定できます。外出しなかった場合も外出にかかる準備をするために、サービス提供をしている時間についての請求はできますが、契

約時にそのような場合の対応について協議しておいてください。

7　資格・請求等に関すること

7－Ｑ１　肢体不自由・視覚・知的等の重複障がいのある方へガイドヘルパーを派遣する場合、どのような資格が必要となりますか。

7－Ａ１　全ての障がいに関する資格を有している者を派遣することが望ましいですが、主たる障がいに関する資格を有している者でも可能です。全身性障がい１級、知的障がいＡ、視覚障がい１級の重複障がい者等の場合は、全身性障がい者・知的障がい者・視覚障がい者に関するいずれの資格でも可能です。

8　グループ支援に関すること

8－Ｑ１　移動介護（身体介護「あり」）該当者は利用可能ですか。

8－Ａ１　基本的には受給者証に居宅移動（身体介護「なし」）該当者を対象としていますが、移動介護該当者の利用は利用者の障がい状況等を勘案して、事業所の判断で利用しても差し支えありません。

8－Ｑ２　集合場所まで、個別支援をしてもよいですか。

8－Ａ２　集合場所まで家族等の支援が得られない対象者については、支援の前後 30 分まで、グループ支援として請求しても差し支えありません。

8－Ｑ３　請求の中抜きについてどう請求すればよいですか。

8－Ａ３　１グループとして、請求の中抜きができるかどうかを事前計画に記入してください。

8－Ｑ４　A 事業所のグループ内で B 事業所のガイドヘルパーが混在してもよいですか。

8－Ａ４　事故等の責任の所在が不明確になるため、１グループ１事業所とします。
ただし、Ａ事業所とも雇用契約のあるガイドヘルパーであれば可能です。また請求は１事業所から行ってください。（例の場合は、Ａ事業所から請求することになります）

8－Ｑ５　グループ支援の対応可能な利用者とガイドヘルパーの比率はどれくらいですか。

8－Ａ５　１グループの利用者は、最大５名とします。
１事業所で複数グループを作ることは、可能です。
利用者対ガイドヘルパー＝３対２、４対２、４対３、５対３、５対４を基本的な支援の体系とし、６名以上からは、基本的な支援の体系の組み合わせで運用してください。
また、グループ支援の途中で、２対１、もしくは利用者に対するガイドヘルパーの割合が５０％未満になった場合は、その時点でグループ支援は安全確保のため、中止とし帰宅してください。
中止地点から帰宅までの所要時間の請求単価は、グループ支援の単価とします。

8－Ｑ６　グループ支援の最中に数名のうち、１名だけが移動に際し時間がかかってしまい、残り全員が待つ状態となり支給決定量を超えてしまった場合の対応はどうしたらよいですか。

８－Ａ６　市役所に迅速に報告してください。

８－Ｑ７　前質問（8-Q6）の時間がかかった人のみ残して、他の人をグループ支援とすることは可能ですか。

８－Ａ７　可能です。ただし、２対１もしくは利用者とガイドヘルパーの比率が５０％未満にならないようにしてください。

９　施設入所者に関すること

９－Ｑ１　施設入所支援と生活介護を決定している者において、通常の生活介護サービスを受けている時間帯に、ガイドヘルパーを利用することは可能ですか。

９－Ａ１　原則的には、生活介護のサービス提供時間内においては、外出についても、生活介護のスタッフが支援することが適当ですが、個別の事情もあるため、市に相談してください。

移動支援判定基準表（障害支援区分有）

対象者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

調　査　日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身体介護の有無	移動介護（身体介護あり）　・　居宅移動（身体介護なし）

1．障がい支援区分

2．外出時の介護に関する項目

（1）移乗(1-4)	□　全面的	□　部分的	□　見守り等	□　不要
（2）歩行(1-8)	□　全面的	□　部分的	□　見守り等	□　不要
（3）移動(1-9)	□　全面的	□　部分的	□　見守り等	□　不要
（4）排尿(2-4)	□　全面的	□　部分的	□　不要	
（5）排便(2-5)	□　全面的	□　部分的	□　不要	

移動支援判定基準表（障害支援区分無）

対象者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

調　査　日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身体介護の有無	移動介護（身体介護あり）　・　居宅移動（身体介護なし）

1、児童短期入所単価区分

①　日常生活関連動作に関する領域			
（1）食事	□　全介助	□　一部介助	□　できる
（2）排せつ	□　全介助	□　一部介助	□　できる
（3）入浴	□　全介助	□　一部介助	□　できる
（4）移動	□　全介助	□　一部介助	□　できる

※　通常の発達において必要とされる介助等は除く

②　行動障害および精神症状に関する領域			
（1）強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動	□　ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要	□　週に1回以上の支援や配慮等が必要	□　ない
（2）睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）	□　ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要	□　週に1回以上の支援や配慮等が必要	□　ない
（3）自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為	□　ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要	□　週に1回以上の支援や配慮等が必要	□　ない
（4）気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する	□　ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要	□　週に1回以上の支援や配慮等が必要	□　ない
（5）再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる	□　ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要	□　週に1回以上の支援や配慮等が必要	□　ない
（6）他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる	□　ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要	□　週に1回以上の支援や配慮等が必要	□　ない
（7）学習障がいのため、読み書きが困難	□　ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要	□　週に1回以上の支援や配慮等が必要	□　ない
	児童短期入所単価区分		

2、外出時の介護に関する項目

（1）移乗(1-4)	□　全面的	□　部分的	□　見守り等	□　不要
（2）歩行(1-8)	□　全面的	□　部分的	□　見守り等	□　不要
（3）移動(1-9)	□　全面的	□　部分的	□　見守り等	□　不要
（4）排尿(2-4)	□　全面的	□　部分的	□　不要	
（5）排便(2-5)	□　全面的	□　部分的	□　不要	

申請年月日　令和　　年　　月　　日

通学支援の利用申請にかかる状況調査票

通学支援の支給決定の際に、参考といたしますので、以下の内容についてそれぞれご記入をお願いします。

申請者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

通学支援申請にかかる児童氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(1)ご本人の障がい特性について
記入例：行動障がいやこだわりが強く、場面の切り替えが難しい。多動や行動停止する様子が頻回にみられる。
(2)通学支援以外の社会資源の利用の検討状況について(※ファミリーサポートやその他、利用できる社会資源について、検討した内容等)
記入例：ファミリーサポートの登録はしているが、対応できる方がいない。地域においても支援がなく利用できる社会資源がない。
(3)ご家族の状況について(ご家族やご親族(祖父母等)の付き添いが難しい状況等)
記入例：父は単身赴任で、平日は本人の支援を行えない。母は、身体障がい(下肢障がい 2 級)があり、本人の付き添いは困難。祖父母は〇〇県在住のため日常的な支援は困難である。
(4)ご本人の障がい特性やご家族の状況等を踏まえ、通学支援を希望する理由をご記入ください。
記入例：上記のとおり、本人の障がい特性上、通学における支援は必要な状況であるが、母が身体障がい者であり、父は就労のため支援が困難な状況である。そのため、通学支援の利用を希望する。

※ファミリーサポート…小学校等の送り迎えを「子育ての応援ができる」という人が会員として登録し、子育ての援助を行うサービスです。

問い合わせ先

（障害児通所支援サービスを利用していない場合）
福祉部障がい福祉室
基幹担当・支給管理担当
電話　06-6384-1348（基幹担当）
　　06-6384-1349（支給管理担当）

（障害児通所支援サービスを利用している場合）
児童部すこやか親子室
障がい児通所受給者証担当
電話　06-6170-7224（直通）